

国民健康保険の手続きは十四日以内に

春は就職、転職、転入、転出など異動の多い時期です。それに伴い、国民健康保険の手続きが必要になる場合があります。もう一度手続きについて確認し、忘れずに手続きを行ってください。

国民健康保険に加入する人

本人または家族の職場の健康保険に加入している人以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

主な届出先

国民健康保険(以下、国保)に加入するとき、もしくは喪失するときは、市民課または

問 保険給付課 ☎ 23 6051

各総合支所、各地区出張所へ十四日以内に届け出をしてください。
届出が遅れると
国保の加入日・喪失日は、届出をした日ではなく、職場などの健康保険を離脱した日、あるいは加入した日の翌日です。

届出が遅れると、その日までさかのぼって国保税の計算をし、多く納めていた場合は還付の手続きも必要になります。
また、喪失の届出が遅れ、その間に国保で病院にかかっていた場合は、医療費のうち、国保が負担した七割を返金い

ただくことがあります。
※返金となった場合、その分は加入した職場などの健康保険から支給されます。

退職者医療制度について

年金を受給している六十歳から六十五歳未満の人で、厚生年金や共済年金などの加入期間が二十年以上、または四十歳以降に十年以上ある人は退職者医療制度に該当します。

また、本人と同一世帯にいる六十五歳未満の配偶者などで、年収が百三十万円(六十歳以上は百八十万円)未満の人にも該当します。
該当すると、その人の医療

費十割のうち、国保の負担となる七割が社会保険などからの交付金でまかなわれます。国保税額や医療費の負担割合は通常の国民健康保険の人と同じですが、国保財政の負担を軽減するため、該当する人は手続きをお願いします。
※公簿などの確認により該当する人には、退職者医療用の保険証を送付することがあります。

七十〜七十五歳未満で負担割合が二割(平成二十一年三月三十一日までは一割)となつていく人へ

四月から負担割合が二割となる予定でしたが、更に一年間一割に据置きとなりました。お手元の保険証には『二割(平成二十一年三月三十一日までは一割)』と記載されていますので、三月中旬に四月から使用する保険証を送付します。

大崎市では毎年八月に国民健康保険証を一斉更新しているため、送付する保険証の負担割合は『二割(平成二十一年七月三十一日までは一割)』と記載され、有効期限は七月末までとなります。
八月から使用する保険証は七月中旬にお送りします。

次のような異動があったときは必ず14日以内に届け出ましょう!

このようなとき具体的例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき ・転出証明書 転入手続きをしてください
国民健康保険に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時) ・職場の健康保険をやめた証明書
国民健康保険に加入するとき	子どもが生まれたとき ・国民健康保険被保険者証 ・預金通帳
国民健康保険を喪失するとき	他市区町村へ転出するとき ・国民健康保険被保険者証
国民健康保険を喪失するとき	職場の健康保険に加入したとき ※郵送でも申請できます。詳しくはホームページをご覧ください。 ・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険者証
国民健康保険を喪失するとき	死亡したとき ・国民健康保険被保険者証 ・死亡を証明するもの
国民健康保険を喪失するとき	退職者医療制度に該当したとき ・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・年金証書(厚生・共済など)
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき ・国民健康保険被保険者証
その他	国民健康保険被保険者証を紛失したとき ・本人確認できるもの(運転免許証など)
その他	就学により別に住所を定めたとき ・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書など

*手続きの際には、同一世帯で、すでに国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険被保険者証もご持参ください。
*職場の健康保険を離脱したとき、加入したときなどの手続きには、年金の手続きも必要となる場合がありますので、年金手帳もご用意ください。
*窓口で本人確認を行いますので、運転免許証などを持参ください。

市有地の売り払い

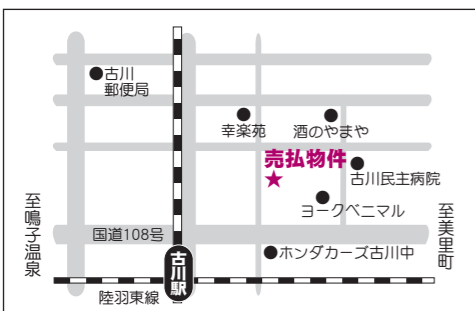
大崎市有地を売り払いします

問 契約管財課

☎ 23 5177

市では、市有地を申し込み先着順でお譲りします。先着順の売り払いとは、申込期間内に市の予定価格以上の価格で買い受けのお申し込みをいただいた順で売り払いをします。物件の概要や入札手続きなどの情報を掲載した案内書を準備していますので、詳しくはお問い合わせください。

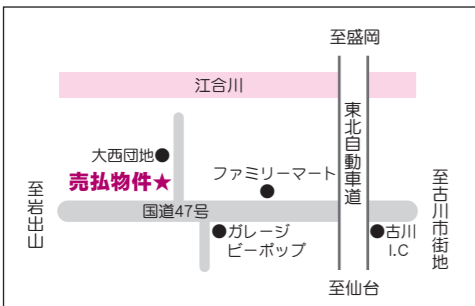
◆申込受付期間：7月31日(金)まで(先着順)



売払物件① 古川駅東二丁目 248 番 6
▶面積：430.96㎡ ▶地目：宅地
▶都市計画区域(非線引) ▶第2種住居地域
▶建ぺい率：60% ▶容積率：180~200%
▶予定価格：18,800,000円



売払物件② 古川二ノ構 227 番 13
▶面積：730.36㎡ ▶地目：宅地
▶都市計画区域(非線引) ▶第1種住居地域
▶建ぺい率：60% ▶容積率：200%
▶予定価格：22,100,000円



売払物件③ 古川新田字大西 37 番 4
▶面積：915.25㎡ ▶地目：宅地
▶都市計画区域(非線引) ▶用途指定なし
▶建ぺい率：70% ▶容積率：200%
▶予定価格：14,100,000円



売払物件④ 松山千石字五良八 40 番 4
▶面積：3,616㎡ ▶地目：雑種地
▶都市計画区域外 ▶用途指定なし
▶予定価格：20,249,600円
売払物件⑤ 松山千石字五良八 40 番 7
▶面積：1,257㎡ ▶地目：雑種地
▶都市計画区域外 ▶用途指定なし
▶予定価格：7,039,200円

昨年行われた「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン(DC)」で登場した「リゾートみのり」。JR陸羽東線を走る観光列車として好評のため、DC終了後も2月まで運行されます。

現在、鳴子温泉郷観光協会では、平日の利用促進のため、平日下りの「みのり」に乗りし地域内の4駅(川渡温泉、鳴子御殿湯、鳴子温泉、中山平温泉)で下車したお客様に、鳴子の米「ゆきおすび(2合入りの小袋)」をプレゼントするキャンペーンを実施しています。

また、旅の手帖「青春18きっぷで行く温泉番付」の「東の横綱」認定1周年を記念し、抽選で宿泊券(1万円分)と買い物券(千円分)のセットが当たるキャンペーンも開催中です。ぜひご応募ください。

■温泉番付「東の横綱」認定1周年記念キャンペーン

応募期間 2月20日(金)まで(当日消印有効) **抽選日** 2月25日(日)
応募方法 官製はがきに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を記入し応募してください。ホームページからも応募できます。
なお、応募はお一人様1回とさせていただきます。
景品 宿泊券(1万円分)と買い物券(千円分)のセット100本
応募先 鳴子温泉郷観光協会 〒989-6823 大崎市鳴子温泉字湯元2-1
HP: <http://www.naruko.gr.jp/>

問 鳴子温泉郷観光協会 ☎ 82-2102

キャンペーン実施中!

みのりに乗って 冬の鳴子温泉郷へ 出かけませんか

